

尼崎市給食施設栄養指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）及び厚生労働省健康局健康課長通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」（令和2年3月31日付健健発0331第2号。以下「通知」という。）に基づき、給食施設における栄養管理について必要な事項を定め、給食施設が適切な栄養管理を行うことにより、喫食者のみならずその家族や地域住民の健康増進、生活習慣病の予防に寄与することを目的とする。

(対象施設)

第2条 「特定給食施設」とは、法第20条第1項及び規則第5条に規定するものをいう。
2 「その他の給食施設」とは、特定かつ多数の者に対して、継続的（週4日以上、3か月以上）に1回20食以上の食事を供給する施設とする。

(特定給食施設の届出)

第3条 特定給食施設を設置した者は、法第20条第1項の規定に基づき、保健所長に対し、特定給食施設開始届（別紙様式1）を提出するものとする。
2 特定給食施設の届出事項に変更が生じた者は、法第20条第2項の規定に基づき、保健所長に対し、特定給食施設変更届（別紙様式2）を提出するものとする。
3 特定給食施設を休止又は廃止した者は、法第20条第2項の規定に基づき、保健所長に対し、特定給食施設休止（廃止）届（別紙様式3）を提出するものとする。

(管理栄養士の必置指定)

第4条 保健所長は、法第21条第1項の規定により、規則第7条に定める要件に該当する特定給食施設を、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定するものとする。
2 保健所長は、前項の規定により指定する特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士必置指定通知書（別紙様式4）を交付するものとする。

(栄養士・管理栄養士の配置指導)

第5条 保健所長は、法第21条第2項に規定する特定給食施設の設置者に対して、栄養士又は管理栄養士を配置するために必要な指導を行うものとする。

(管理栄養士の必置指定の取消)

第6条 保健所長は、第4条の規定により指定した特定給食施設が、規則第7条に定める要件に該当しなくなったときは、当該指定を取り消すものとする。

2 保健所長は、前項の規定により指定を取り消す特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士必置指定取消通知書（別紙様式5）を交付するものとする。

（給食施設が行う栄養管理）

第7条 特定給食施設が行う栄養管理については、法第21条第3項、規則第9条及び通知別添2に示されるとおり、以下に留意するものとする。なお、設置者及び管理者は、適切な栄養管理がなされるよう、体制を整えることとし、給食業務を委託している場合には、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認し、必要な指示を行うこと。

(1) 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について

ア 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況及び生活状況等を定期的に把握し、その情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。また、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう工夫し、複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。

イ 作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行い、提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。

(2) 提供する食事（給食）の献立について

給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。なお、複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

(3) 栄養に関する情報の提供について

利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質及び食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設に応じ利用者等に各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努めること。

(4) 書類の整備について

献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に

必要な情報について適正に管理すること。また、委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

(5) 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、「大規模食中毒対策等について」（平成 9 年 3 月 24 日付衛食第 85 号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

(6) 災害等の備えについて

災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食糧の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

2 その他の給食施設が行う栄養管理については、特定給食施設に準ずるものとする。

(指導及び助言)

第 8 条 保健所長は、法第 18 条第 1 項第 2 号及び法第 22 条に基づき、特定給食施設が適切な栄養管理を行い、給食利用者及びその家族を含めた住民の健康増進の維持向上を図ることができるよう、特定給食施設の設置者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

2 保健所長は、その他の給食施設の設置者に対しても特定給食施設に準ずる指導及び助言を行うことができる。

(管理栄養士必置指定施設の報告)

第 9 条 保健所長は、第 4 条の規定により指定した施設の設置者に対し給食の方法及び給食の内容等について、管理栄養士必置指定施設報告書（別紙様式 6）による報告を求めることができる。

(給食施設の栄養報告)

第 10 条 保健所長は、法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うため、特定給食施設に対し毎年 1 回程度、栄養管理状況等に関する報告を求めるものとする。

2 保健所長は、その他の給食施設に対しても前項の規定に準じ報告を求めることができる。

(立入検査等)

第 11 条 保健所長は、法第 24 条第 1 項に基づき、同法第 21 条第 1 項又は第 3 項の規定による栄養管理の実施を確保するために必要があると判断した時は、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(勧告及び命令)

第 12 条 保健所長は、法第 21 条第 1 項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同法第 21 条第 3 項の規定に違反して適切な栄養管理を行わない特定給食施設があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、同法第 23 条第 1 項に基づく勧告や同法第 23 条第 2 項に基づく命令を行うことができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、保健所長がこれを定めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 年 2 月 1 日から施行する。
 - 一部改正 平成 11 年 4 月 1 日
 - 一部改正 平成 14 年 4 月 1 日
 - 一部改正 平成 15 年 9 月 16 日
 - 一部改正 平成 27 年 6 月 1 日
 - 一部改正 令和 2 年 7 月 1 日